

公募公告

令和８年度韓国旅行会社招請業務委託の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和８年８月１８日

福井県知事 石田 嵩人

１ 目的

この事業は、福井県の旅行商品を造成する意向のある韓国の旅行会社を招請し、本県への旅行商品の造成、販売、送客に結び付ける。

２ 企画提案書の提出を求める事項

- （１）業務の名称 令和８年度韓国旅行会社招請業務委託
- （２）公告業務の内容 令和８年度韓国旅行会社招請業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- （３）履行期限 令和９年２月１９日（金）
- （４）委託上限額 委託料は、１，６６２，０００円（消費税等諸税を含む）を上限とする。
- （５）契約期間 契約締結日から令和９年２月１９日（金）まで

３ 参加資格

次の全ての要件を満たすこと。

- （１）韓国に活動拠点がある法人であること。
- （２）日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、韓国において、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- （３）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有すること。
- （４）当該業務に精通し、類似の業務実績を有すること。
- （５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- （６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （７）県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （９）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	対応様式	提出形式	提出期限
質問票提出期限	様式３	電子ファイル	令和８年８月２４日（月） １５：００必着
参加申請書提出期限	様式１、様式２	電子ファイル	令和８年８月２８日（金） １５：００必着
企画提案書提出期限 （参考見積りを含む。）	様式４	電子ファイル	令和８年９月４日（金） １５：００必着

5 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- （１）質問 令和８年８月２４日（月）１５時までに、質問票（様式３）により、電子メールで提出する。
- （２）提出先 「１３ 問い合わせ先」に同じ。
- （３）回答 令和８年８月２５日（火）までに、応募者全員に電子メールまたは福井県ホームページに掲載する方法により回答する。福井県ホームページに掲載する方法による場合、その掲載先は「１４ 様式等の掲載」に同じ。
- なお、質問が多数ある場合等、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

6 参加資格の認定の申請手続等

（１）参加資格確認書類

- ア 企画提案に参加する者は、下記の書類を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。

- ・参加申請書（様式１）

複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。

- ・応募資格誓約書（様式２）
- ・会社概要、履行体制がわかる書類（任意様式）
- ・韓国に活動拠点を有していることを示す書類（任意様式）
- ・決算が確定した直前期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（１年分）
- ・過去２年以内の類似事業の契約書等の写し

イ 上記アの提出が無い場合、または書類の提出により３に定める参加資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。

ウ 上記アの書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

（２）提出期限 令和８年８月２８日（金）１５：００必着

（３）提出方法

ア 「４スケジュール」の提出形式区分に従い提出すること。

イ 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、１０ＭＢを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否されるため、提出方法について福井県インバウンド交流課に確認を行うこと。

（４）提出先 「１３ 問い合わせ先」に同じ。

（５）受領確認

ア 県は、上記（１）の書類提出を確認した際、応募を確認した事を電話または電子メールで連絡する。

イ 県から応募を確認した旨の連絡がなかった場合、上記（２）の提出期限の翌開庁日１７時までに、「１３ 問い合わせ先」の担当者に電話で連絡をすること。なお、これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

（６）参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和８年８月３１日（月）までに電話または電子メールで通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電話または電子メールにて通知する。

（７）企画提案書の提出辞退

参加申請書提出後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を電子メールにて、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いを行わない。

７ 企画提案書の提出手続

（１）上記６（６）で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。

（２）委託内容は、仕様書のとおりである。

（３）提出期限 令和８年９月４日（金）１５：００必着

（４）提出書類

企画提案書は１者につき１案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

- ア 企画提案書の提出について（様式４）
- イ 企画提案書（内容は、仕様書を踏まえたものとする。なお、提出後の追加および変更は認めない。）（様式任意。ただし以下を条件とする。）

・ サイズ：Ａ４（縦）

・ 頁 数：２０頁以内（表紙含む。）

※提案内容を分かりやすく、できる限り詳細に記載すること。

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・ 文 字：本文１１ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く。）

企画提案書は以下の項目に従い作成すること。

項目	記載内容および留意事項
受託事業の実施体制	・ 責任者および本業務の実施体制、県との連絡体制 ・ 地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績 ・ 責任者の経歴、実務経験等 ・ 当該業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。
ファムトリップの実施、実施後のフォローアップ	・ ファムトリップの行程、招請可能な旅行会社の数および概要 ・ 商談会の開催構成や実施方法 ・ フォローアップの実施方法
スケジュール	・ 契約期間中の実効性のある業務スケジュールを記載すること。
韓国向けプロモーションの実施（独自事業）	・ 韓国から福井県への誘客促進に効果的な方法 ・ 上記の周知、プロモーションにより見込まれる効果と効果測定の方法
過去の実績	・ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績（過去２年以内） ※日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
見積金額	・ 見積りは、仕様書第５および本業務に係る諸経費の内訳金額を記載すること。 ・ 見積金額は日本円建てで記載すること。 ・ ２（４）「委託上限額」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 ・ 契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。 ※支払い先が海外の口座になる場合は、振り込みにかかる手数料は事業者の負担とする。

(5) 提出方法

ア 「4 スケジュール」の提出形式区分に従い提出すること。

イ 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、10MB を越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否されるため、提出方法について福井県インバウンド交流課に確認を行うこと。

ウ 企画提案書は、提出後の追加、訂正は不可とする。

(6) 提出先 「13 問い合わせ先」に同じ。

8 費用負担

(1) 応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、7(4)見積金額の見積りに全て含むこと。

(2) 業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

(3) 本企画提案の応募に係る経費は全て応募者の負担とする。

9 審査方法等

(1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査は以下の評価基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

業務把握：・本業務の内容を十分に理解しているか。

ア 実施体制：・業務を適正かつ確実、効果的に実施する体制を有するか。

・地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績を有するか。

・責任者の経歴、実務経験等は十分か。

イ 提案内容：・ファムトリップの行程、招請可能な旅行会社数および概要が示されているか。

・行程は、韓国からの訪日旅行客の嗜好に合った、魅力的な行程となっているか。

・本県への誘客が見込める効果的な旅行会社を選定しているか。

・商談会の開催に当たって、構成や実施方法が示されているか。

・フォローアップの実施方法が示されているか。

・早期に事業実施体制が整い、円滑な遂行が可能なスケジュールか。

・追加提案が実現可能かつ魅力的な内容となっているか。

ウ 過去の実績：提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するか。

本業務を適切に執行するノウハウを有するか。

エ 価格：見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。

- (3) 審査にあたり、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。
また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。
- (5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

1 0 契約

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1 1 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

1 2 その他の注意事項

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。なお、為替変動による契約金額の変更は行わない。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (8) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1.3 問い合わせ先

〒910-0005

福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 相道、小坂

電話: [0776-20-0699](tel:0776-20-0699)

電子メール: inbound@pref.fukui.lg.jp

1.4 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/kankoku-1.html>)

からダウンロードすることができる。